

鹿児島県 廃棄物処理計画

概要版



鹿児島県

令和3年3月



目次

第1章 廃棄物処理計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画の位置づけ	1
第3節 計画の期間	1
第2章 廃棄物の現状, 将来予測及び課題	2
第1節 廃棄物の現状	2
第1項 一般廃棄物	2
第2項 産業廃棄物	4
第2節 廃棄物の将来予測	6
第1項 一般廃棄物	6
第2項 産業廃棄物	7
第3節 課題	8
第1項 一般廃棄物	8
第2項 産業廃棄物	9
第3章 計画の基本的な考え方及び具体的目標	10
第1節 基本的な考え方	10
第2節 計画の具体的目標	11
第1項 一般廃棄物	11
第2項 産業廃棄物	11
第4章 施策の展開	12
第1節 施策の展開	12
第1項 一般廃棄物	12
第2項 産業廃棄物	14
第3項 災害廃棄物等の処理対策	16
第4項 離島地域のリサイクルの促進	16
第5項 漂着ごみ対策	17
第6項 地域循環共生圏の構築	17
第7項 プラスチックごみ削減の推進	17
第2節 関係者の役割	18
第1項 県民の役割	18
第2項 排出事業者の役割	19
第3項 処理業者の役割	19
第4項 市町村の役割	20
第5章 計画の推進	21
第1節 計画の推進体制	21
第1項 県の推進体制の整備	21
第2項 市町村との連携強化	21
第3項 関係団体との連携強化	21
第2節 計画の進捗状況の点検	21

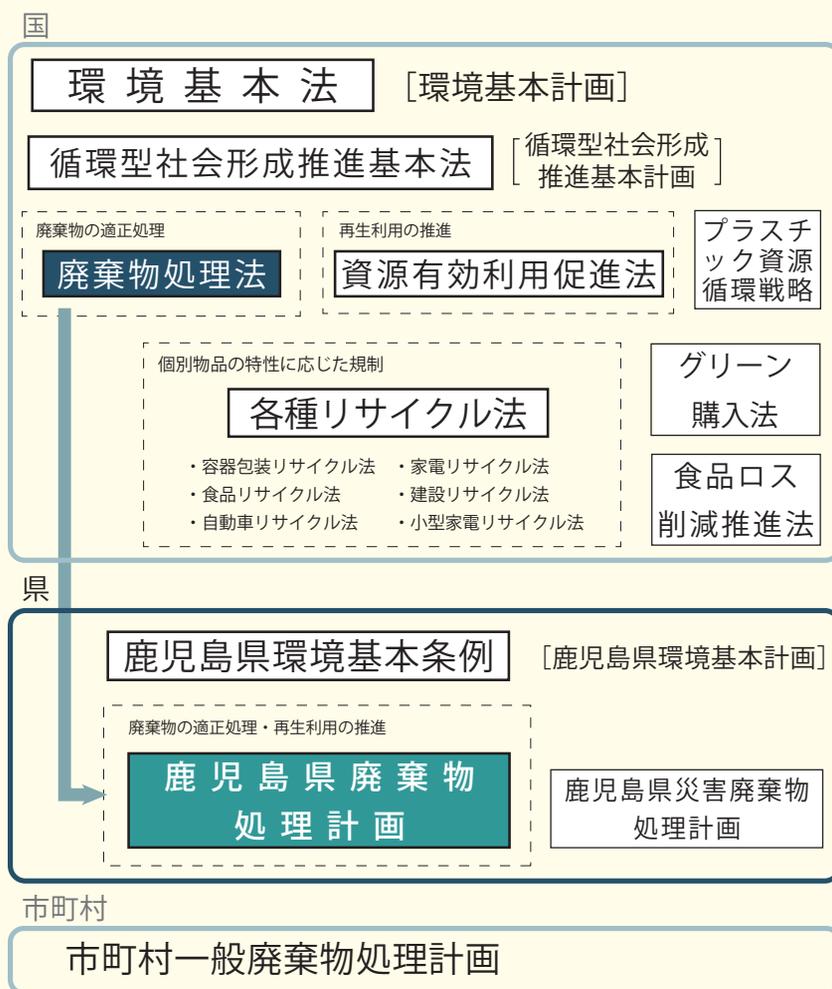
第1章 廃棄物処理計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景

現行計画策定（平成28年3月）後、廃棄物処理法が改正（平成29年6月）され、第4次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月）やプラスチック資源循環戦略（令和元年5月）が策定されるなど廃棄物を取り巻く情勢の変化に適切に対応するため、計画を改定するもの。

第2節 計画の位置づけ

計画の策定に当たっては、「環境基本法」、「循環型社会形成推進基本法」等の各種法律や県の「鹿児島県環境基本計画」及び市町村の「一般廃棄物処理計画」等との整合を図る必要



第3節 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

※廃棄物を取り巻く情勢に大きな変化が生じた場合には必要に応じて見直し。

第2章 廃棄物の現状、将来予測及び課題

第1節 廃棄物の現状

第1項 一般廃棄物

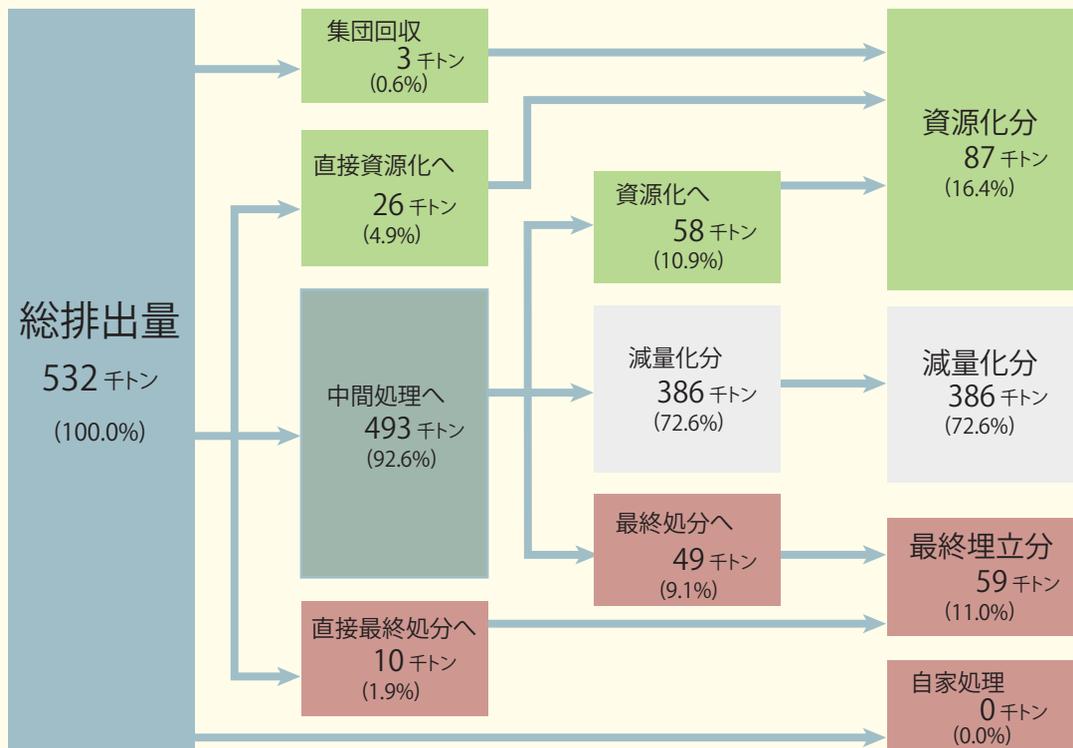
1 ごみの排出状況等（令和2年度）

(1) 総排出量

- ・県内で排出されるごみの総排出量は532千トン
- ・県民1人1日当たりのごみの排出量は918g

(2) 処理の状況

- ・減量化分が386千トン，資源化分が87千トン，最終埋立分が59千トン
- ・リサイクル率は16.4%



※端数処理により、合計が一致しないことがある。

(3) 処理施設の状況

- ・県内の一般廃棄物処理施設は，焼却施設が35施設，粗大ごみ処理・資源化施設が21施設，最終処分場が31施設

(4) 不法投棄の状況

①不法投棄家電

- ・本土における不法投棄家電の回収台数は，年度によりばらつきがあるが減少傾向
- ・離島における不法投棄家電の回収台数は100台前後で推移

②使用済自動車の不法投棄及び不適正保管

- ・自動車リサイクル法の定着に伴い，不適正保管は減少傾向。不法投棄は離島において増加

(5) 前計画の目標値との比較

- ・最終処分量を除き目標を概ね達成できない見込み

目標値の種類	平成 27 年度 推計値	令和 2 年度 目標値	令和 2 年度 推計値
総排出量 (千トン)	551	516	532
一人一日当たり排出量 (g)	915	890	918
リサイクル率 (%)	17.3	22.1	16.4
最終処分量 (千トン)	70	60	59

2 し尿の排出状況等 (令和 2 年度)

(1) 総排出量

- ・県内で排出されるし尿の総排出量は 703 千キロリットルで、内訳は、浄化槽汚泥が 556 千キロリットル、汲み取りし尿 (収集) が 147 千キロリットル
- ・水洗化人口は 149 万人で、水洗化率は 93.6%

項目	平成 15 年度	平成 20 年度	平成 25 年度	平成 30 年度	令和 2 年度
し尿の総排出量 (千キロリットル/年)	742	777	724	734	703
総人口 (千人)	1,792	1,732	1,701	1,642	1,588
水洗化人口 (千人)	1,310	1,380	1,471	1,476	1,486
うち公共下水道人口	577	633	654	655	673
うち浄化槽人口	730	739	809	812	803
うちコミュニティ・プラント人口	3	8	9	8	10
非水洗化人口 (千人)	482	351	230	166	102
うち収集人口	479	351	230	166	102
うち自家処理人口	3	1	0	0	0

※端数処理により、合計が一致しないことがある。

(2) 処理別排出量

- ・し尿処理施設における処理が 690 千キロリットル、農地還元が 11 千キロリットル
(単位：千キロリットル)

項目	平成 15 年度	平成 20 年度	平成 25 年度	平成 30 年度	令和 2 年度
し尿処理施設処理	664	758	707	721	690
海洋投入	56	0	0	0	0
農地還元	18	12	12	10	11
自家処理	3	0	0	0	0
その他	1	6	4	2	2
合計	742	777	724	734	703

※端数処理により、合計が一致しないことがある。

(3) し尿処理施設の状況

- ・県内のし尿処理施設は 25 施設、コミュニティ・プラントが 4 施設
- ・農業集落排水処理施設が 23 市町村、59 地区
- ・漁業集落排水処理施設が 7 市町村、12 地区

(4) 浄化槽の設置状況

- ・浄化槽設置基数は 304 千基で、このうち合併処理浄化槽は 66.1%

第2項 産業廃棄物

1 産業廃棄物の排出の状況（令和2年度）

(1) 総排出量

・県内で排出される産業廃棄物の総排出量は8,170千トン

(2) 業種別排出量

・農業が5,889千トン，製造業が1,072千トン，建設業が1,028千トン，水道業が60千トン

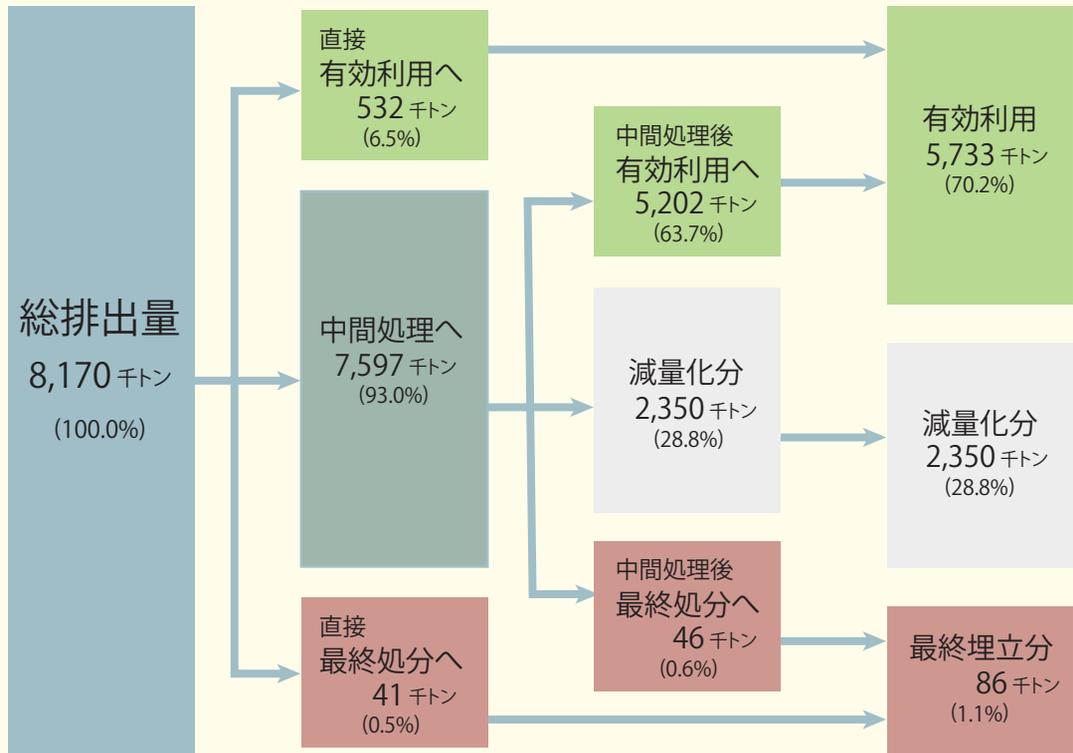
(3) 種類別排出量

・動物のふん尿が5,878千トン，がれき類が674千トン，汚泥が536千トン，廃酸が284千トン

2 産業廃棄物の処理の状況

(1) 処理の概要

・総排出量8,170千トンのうち，中間処理により2,350千トンが減量化，5,733千トンが有効利用，86千トンが最終処分



※端数処理により，合計が一致しないことがある。

3 特別管理産業廃棄物

- ・特別管理産業廃棄物の排出量は25千トン
- ・感染性産業廃棄物が17千トン，その他廃酸や廃アルカリなど
- ・特別管理産業廃棄物は，全て焼却，中和等の中間処理を経て無害化された後，処分

4 産業廃棄物の処理体制の整備状況

(1) 産業廃棄物処理業の許可状況（令和元年度末）

- ・産業廃棄物処理業は，県知事許可が2,496件，鹿児島市長許可が216件
- ・特別管理産業廃棄物処理業は，県知事許可が235件，鹿児島市長許可が30件

(2) 産業廃棄物中間処理施設の整備状況（令和元年度末）

- ・許可施設数は527件
- ・木くず又はがれき類の破碎施設が354件で、全体の67.2%

(3) 産業廃棄物最終処分場の整備状況（令和元年度末）

- ・安定型最終処分場は29施設が整備され、残余容量は2,797千立方メートル
- ・管理型最終処分場は、平成27年1月に公共関与による管理型最終処分場「エコパークかごしま」が開業したことにより、自社専用施設と合わせて2施設が整備

5 産業廃棄物の広域移動の状況

- ・県内への搬入は、中間処理目的がほとんど
- ・県外への搬出は、中間処理目的が多くを占めるが、管理型最終処分場で処分される産業廃棄物も燃え殻等を中心に搬出

6 不法投棄の状況

- ・令和元年度の県内の産業廃棄物不法投棄は、件数5件、投棄量2,628トン
- ・県内の産業廃棄物不法投棄は、年度によりばらつきがあるが、令和元年度の投棄量は過去5年間で最も多くなった。
- ・令和元年度に投棄された産業廃棄物の種類は、がれき類、木くず等を含めた建設系廃棄物がほとんど

7 前計画の目標値との比較

- ・総排出量を除き概ね目標を達成できない見込み。

目標値の種類	平成27年度 推計値	令和2年度 目標値	令和2年度 推計値
総排出量（千トン）	8,365	8,237	8,170
リサイクル率（%） （農業を除く）	63.2	64.2	63.9
最終処分量（千トン） ^(注) （農業を除く）	85	83	86

(注) 鉱山保安法による処分は含まない。

第2節 廃棄物の将来予測

第1項 一般廃棄物

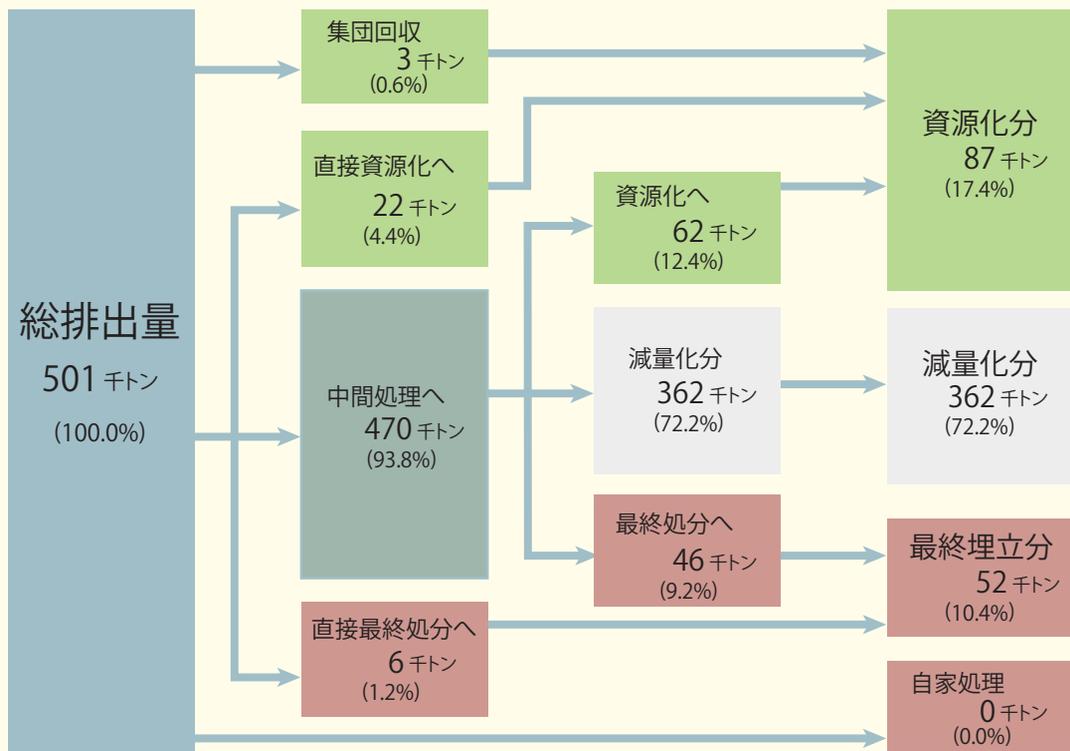
1 ごみの排出量の将来予測（令和7年度）

(1) 総排出量

- 令和7年度に県内で排出されるごみの総排出量は501千トンと予測され、令和2年度の532千トンと比べ5.8%程度減少する見込み

(2) 処理状況の将来予測

- 減量化分が362千トン、資源化分が87千トン、最終埋立分が52千トン



※端数処理により、合計が一致しないことがある。

(3) リサイクル状況の将来予測

- 令和7年度のリサイクル率は17.4%で、令和2年度の16.4%を上回ると予測

2 し尿の排出量等の将来予測（令和7年度）

(1) 総排出量

- 令和7年度に、県内で排出されるし尿の総排出量は673千キロリットルと予測され、内訳は、浄化槽汚泥が576千キロリットル、汲み取りし尿（収集）が97千キロリットルと予測
- 令和7年度の水洗化人口は約146万人で、水洗化率は96.6%と予測

(2) 処理別排出量

- し尿処理施設における処理が662千キロリットル、農地還元が11千キロリットル

第2項 産業廃棄物

1 産業廃棄物の排出量の将来予測（令和7年度）

(1) 総排出量

- ・ 県内の産業廃棄物の総排出量は8,320千トンと予測され、令和2年度の8,170千トンに比べ、1.8%程度増加すると予測

(2) 業種別排出量

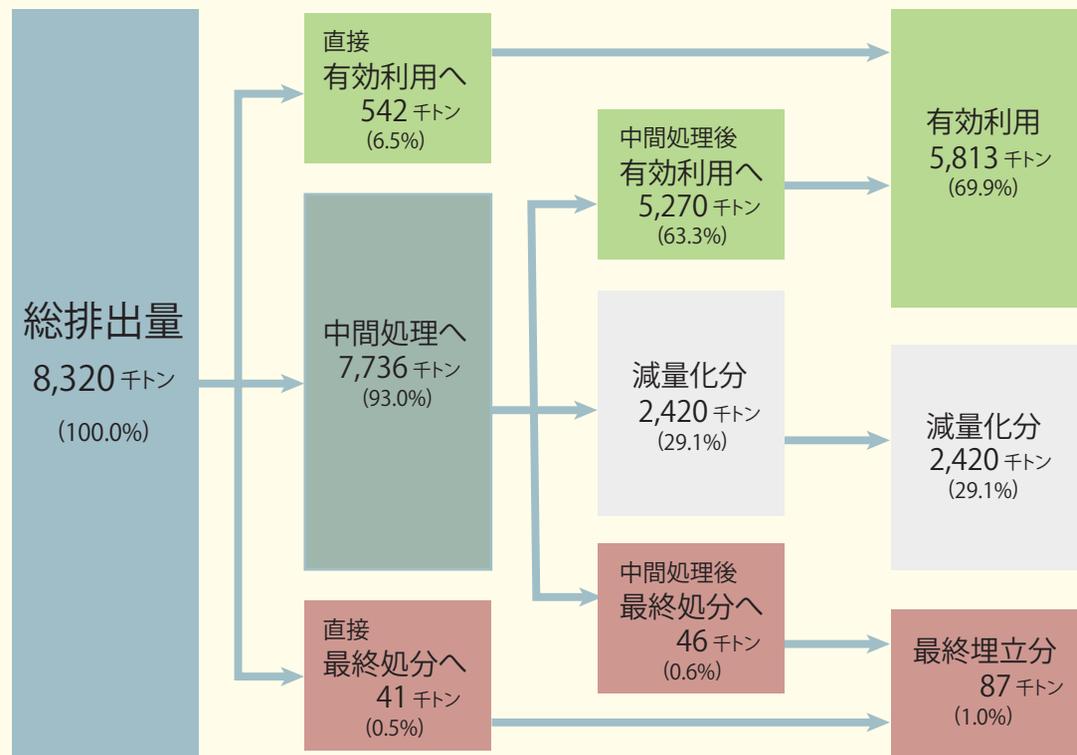
- ・ 農業が6,050千トン、製造業が1,080千トン、建設業が1,008千トン、水道業が63千トン

(3) 種類別排出量

- ・ 動物のふん尿が6,038千トン、がれき類が660千トン、汚泥が580千トン、廃酸が233千トン

2 産業廃棄物の処理状況の将来予測

- ・ 総排出量8,320千トンのうち、中間処理により2,420千トンが減量化、5,813千トンが有効利用、87千トンが最終処分



※端数処理により、合計が一致しないことがある。

3 産業廃棄物の有効利用の将来予測

- ・ 令和7年度の産業廃棄物の有効利用量は5,813千トンで、リサイクル率は69.9%、農業を除く有効利用量は1,420千トンで、リサイクル率は62.6%と予測

4 産業廃棄物の最終処分量の将来予測

- ・ 令和7年度の産業廃棄物の最終処分量は87千トンと予測

第3節 課題

第1項 一般廃棄物

1 ごみの排出抑制，減量化，リサイクルの促進

- ・令和2年度におけるごみの総排出量，1人1日当たりの排出量，リサイクル率について，いずれも前計画における目標を達成できない見込み
- ・食品ロスの削減やプラスチックの使用削減を推進するなど，より一層の排出抑制やリサイクルを促進する必要
- ・家庭から排出されるプラスチックごみは，今後，資源としての分別回収が見込まれるため，住民にわかりやすい分別ルールの提示や分別収集体制の確立が必要

2 ごみの適正処理の促進

- ・不法投棄や空き缶等の散乱ごみの回収・処理が課題，今後も，住民の意識啓発に努めながら，適正処理の促進が必要
- ・ごみ出しが困難となる世帯が増加することが見込まれるため，適切にごみ収集体制を確保する必要

3 ごみ処理施設の広域的整備

- ・持続可能な適正処理確保のため，広域処理や施設の集約化を促進する必要
- ・コスト削減を図りながら，施設の計画的かつ効率的な維持管理や更新を促進する必要
- ・地球温暖化防止の観点から，高効率な廃熱利用やごみ発電施設等の整備も促進する必要

4 災害廃棄物等の適正処理

- ・災害廃棄物処理計画の未策定市町村における速やかな計画策定のほか，実効性のある処理体制を確立する必要
- ・新型インフルエンザ等の感染症拡大下においても，安全かつ安定的に一般廃棄物の適正処理を行い，事業を継続する体制を確保することが必要

5 し尿の適正処理

- ・公共下水道や合併処理浄化槽などの施設の普及率は全国平均と比較してまだ低いことから，整備を一層促進する必要
- ・汚泥の堆肥化等の資源化設備を導入するなど，資源の有効活用を促進する必要

第2項 産業廃棄物

1 産業廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルの推進

- ・生活環境の保全を図り，地球環境への負荷を低減させるために，さらなる産業廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルの推進が必要
- ・事業所から排出されるプラスチックごみは，今後，更なる資源化が求められると見込まれるため，事業者に対し積極的な情報発信が必要

2 産業廃棄物処理施設の整備

- ・県内で発生する産業廃棄物は県内で処理するという基本的な考え方のもとに，無害化，減量化及びリサイクル等に資する産業廃棄物処理施設の安定的・計画的な整備が必要

3 産業廃棄物の適正処理の推進

- ・排出事業者及び処理業者に対する監視指導の強化，優良な処理業者の育成，処理技術の向上や適正処理についての意識の啓発など，産業廃棄物の適正処理の推進を図る必要
- ・新型インフルエンザ等の感染症拡大下においても，安全かつ安定的に産業廃棄物の適正処理を行い，事業を継続する体制を確立することが必要

第3章 計画の基本的な考え方及び具体的目標

第1節 基本的な考え方

1 3Rの推進

- ・大量生産，大量消費，大量廃棄型の社会のあり方やライフスタイルを見直し，循環型社会への転換について，関係者と連携を図り啓発活動に取り組む。
- ・排出事業者は，製造工程等の見直しにより産業廃棄物の排出を抑制し，適正な中間処理による減量化を図り，可能な限りリサイクルを推進
- ・一般廃棄物について，市町村は，3Rの推進，特に，発生抑制を図る観点から2Rを推進

2 適正処理の推進

- ・一般廃棄物について，市町村は，廃棄物処理施設の広域的な整備を推進するとともに，し尿については，公共下水道や合併処理浄化槽等の整備や汚泥再生処理センターの整備を推進
- ・産業廃棄物について，排出事業者は，「排出事業者処理責任の原則」に基づき，自らの責任において適正な処理を実施
- ・県内で排出される産業廃棄物は県内で処理するという基本的な考え方のもとに，産業廃棄物処理施設の設置を進めるとともに，優良な処理事業者を育成
- ・産業廃棄物の処理業の展開や処理施設の設置について，県民に対する普及啓発，情報公開を積極的に推進

3 非常災害時等における処理体制の整備

- ・災害廃棄物処理計画の未策定市町村に対し，速やかな策定ができるよう必要な助言を行い，策定を促進
- ・災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行うため，平時からの事前の備えとして，人材育成や密接な連携体制の整備を推進
- ・廃棄物処理は新型インフルエンザ等の感染症拡大下においても業務を継続するため，廃棄物処理業の継続的な処理体制の整備を推進

第2節 計画の具体的目標

第1項 一般廃棄物

令和7年度の予測値及び国の基本方針における削減目標率等を勘案し設定。

目標値の種類	令和2年度 推計値	令和7年度 予測値	令和7年度 目標値	備考
排出量（千トン）	532	501	483	9.2%削減
一人一日当たり排出量（g）	918	909	875	4.7%削減
リサイクル率（%）	16.4	17.4	23.4	7.0ポイント 増加
最終処分量（千トン）	59	52	47	20.3%削減

第2項 産業廃棄物

令和7年度の予測値をもとに設定。

目標値の種類	令和2年度 推計値	令和7年度 予測値	令和7年度 目標値	備考
総排出量（千トン）	8,170	8,320	8,170	現状維持
リサイクル率（%） （農業を除く）	63.9	62.6	63.9	現状維持
最終処分量（千トン） （農業を除く）	86	87	86	現状維持

第4章 施策の展開

第1節 施策の展開

第1項 一般廃棄物

1 排出抑制，減量化，リサイクルの促進

主な施策
<p>(1) 排出抑制の促進</p> <p style="margin-left: 20px;">関係機関と連携したごみ排出抑制等の普及啓発など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体と連携しながら，食品ロスの削減やマイバッグキャンペーンなどを普及啓発し，ごみの排出抑制を促進 <p>(2) 食品ロスの削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「鹿児島県食品ロス削減推進計画」との調和を図りながら，食品ロスの削減に向けて，食べ物を無駄にしない意識の醸成と定着化に取り組む。 <p style="margin-left: 20px;">①消費者の食品ロス削減に対する取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者に対し，30・10運動など，宴会シーズンや季節商品の予約時期など，季節ごとの消費の機会を捉えた情報発信 <p style="margin-left: 20px;">②農林漁業者・食品関連事業者等の食品ロス削減に対する取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス削減等に協力・貢献する取組を行う「九州食べきり協力店」の登録の推進，30・10運動の普及啓発 <p style="margin-left: 20px;">③市町村の食品ロス削減に対する取組の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村への情報提供や積極的な市町村の取組の紹介 <p>(3) 再生素材等の利用促進</p> <p style="margin-left: 20px;">バイオプラスチックへの代替促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマスプラスチックの導入拡大に向けた国の施策の展開や関係主体の取組など情報収集 <p style="margin-left: 20px;">家庭から排出されるプラスチック資源の回収・リサイクル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国において，容器包装と製品ごみの一括回収の方向性が示されていることから，その動向を把握し市町村へ情報提供 <p>(4) 容器包装リサイクルの促進</p> <p>(5) 家電，小型家電リサイクルの促進</p> <p>(6) 自動車リサイクルの促進</p> <p>(7) 生ごみなどのリサイクルの促進</p> <p>(8) 食品リサイクルの促進</p> <p>(9) その他の品目のリサイクルの促進</p>

2 廃棄物処理体制の整備

主な施策
<p>(1) ごみの広域処理の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域的な処理や施設の集約化とともに，地域の特性に応じた計画的・総合的な整備を促進 ・コスト削減を図りつつ，施設の計画的かつ効率的な維持管理や更新により，施設の長寿命化，延命化を促進

(2) 一般廃棄物処理施設の維持管理の徹底

- ・ 廃棄物処理法に基づき、適正な処理が推進されるよう、施設の維持管理に係る必要な助言等

(3) 廃棄物エネルギーを回収する施設の整備促進

- ・ 廃棄物処理の省エネルギー化や、電気・熱としての廃棄物エネルギーの効率的な回収を進める施設の整備促進
- ・ 地域特性に応じた廃棄物系バイオマスの利活用のための施設整備や地域循環共生圏の取組に関する必要な助言

3 適正処理の推進

主な施策

(1) 不法投棄の防止

(2) 地域環境衛生団体の育成

(3) 市町村一般廃棄物処理計画策定への適切な助言

ごみ処理事業の効率化の促進

適切な収集体制の確保

- ・ 高齢化に対応したごみ収集体制が確保されるよう助言

(4) 家電の適正処理

4 し尿処理の推進

主な施策

(1) し尿処理施設による処理の促進

- ・ 公共下水道、合併処理浄化槽及び農業集落排水処理施設等の整備並びに汚泥等の資源の有効活用を促進

(2) 浄化槽によるし尿処理の適正化

- ・ 関係団体等と連携しながら、適正な維持管理を促進
- ・ 合併処理浄化槽の更なる整備を推進

5 普及啓発及び情報公開の促進

主な施策

(1) 県民への普及啓発

- ・ 「地球環境を守るかごしま県民運動」の展開や環境教育・学習を通じて県民への普及啓発を促進

(2) 情報公開の推進

- ・ 一般廃棄物の処理状況等について、市町村を通じ、広く県民に公開
- ・ 一般廃棄物処理施設の整備に当たっては、施設に関する情報の積極的な公開を促進

第2項 産業廃棄物

1 排出抑制, 減量化, リサイクルの推進

主な施策
(1) 排出事業者への指導
(2) リサイクル製品の市場拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・県内で排出される産業廃棄物を原材料とし、品質・安全性・配合率等の基準を満たした製品を「かごしま認定リサイクル製品」として認定し、その利用を促進することにより、廃棄物の発生抑制, 再利用を推進
(3) 排出抑制・リサイクル等の取組への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・産学官連携による産業廃棄物のリサイクル技術等の向上や産業廃棄物処理業者の排出抑制やリサイクルに対する取組を支援
(4) 公共事業等におけるリサイクルの推進
(5) 食品リサイクルの推進
(6) 資源循環関連企業の立地促進

2 産業廃棄物処理施設の整備促進

主な施策
(1) 県内完結型の産業廃棄物処理の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・県内で発生する産業廃棄物は県内で処理するという基本的な考え方のもとに、産業廃棄物処理施設を適正に配置
(2) 中間処理施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の無害化, 減量化, リサイクルを促進するために必要な施設であることから、地元市町村長の意見も聴きながら整備を促進
(3) 安定型最終処分場の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・県内において一定の容量が確保されているものの、産業廃棄物の発生量や地元市町村長の意見を踏まえながら整備を促進
(4) 管理型最終処分場の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・「エコパークかごしま」において、安心・安全を第一とした運営を図りながら、適正処理を推進

3 適正処理の推進

主な施策
(1) 排出事業者処理責任の原則の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・講習会等を通じ、「排出事業者処理責任」の原則を徹底するとともに、必要な立入を行い適正処理を促進 ・県内で設置が急増している太陽光発電を設置する事業者に対し、リサイクル等の推進ガイドラインを普及啓発
(2) 電子マニフェスト制度の普及 <ul style="list-style-type: none"> ・事務処理が効率化され、データの透明性が確保される利点がある電子マニフェストの普及を促進
(3) 優良な処理業者の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・「優良産業廃棄物処理業者認定制度」を活用した優良な処理業者の育成

(4) 監視指導の徹底

- ・関係団体等と連携しながら、適正処理の監視・指導を徹底

(5) 不法投棄の撲滅

- ・関係団体等と連携しながら、不適正処理の未然防止

(6) 県外産業廃棄物の適正管理

- ・事前協議を適切に運用し、県内完結型の産業廃棄物処理の観点から搬入を適正管理

4 普及啓発及び情報公開の推進

主な施策

(1) 県民への普及啓発

- ・産業廃棄物の処理の現状や産業廃棄物の処理に関する施策への理解・協力，リサイクル製品の利用を通じた環境に対する負荷の軽減が図られるよう普及啓発

(2) 情報公開の推進

- ・産業廃棄物処理施設の信頼性，安全性に対する県民の理解が得られるよう，産業廃棄物処理施設の設置や維持管理に関する情報を公開

5 その他個別取組項目

主な施策

(1) 動物のふん尿

①現状と課題

- ・悪臭や水質汚濁など畜産経営に起因する苦情の存在
- ・畜産経営の大規模化，地域偏在化の進展

②施策の展開

- ・家畜排せつ物の適正な管理
- ・家畜排せつ物の有効利用
- ・指導体制の整備

(2) 農業用廃プラスチック類

①現状と課題

- ・再生処理率は高い割合で推移

②施策の展開

- ・農業用廃プラスチック類の適正処理
- ・「鹿児島県農業用使用済みプラスチック類適正処理要領」に基づく適正処理

(3) 建設系産業廃棄物

①現状と課題

- ・不法投棄全体のほとんどが建設系産業廃棄物

②施策の展開

- ・がれき類は路盤材等，木くず等は燃料等へそれぞれリサイクル
- ・関係団体と連携した適正処理の推進

(4) 焼酎粕

①現状と課題

- ・海洋投入は，法律で原則禁止

②施策の展開

- ・焼酎粕の農地還元に係る制度の周知や適正施用の推進

(5) ポリ塩化ビフェニル廃棄物（PCB廃棄物）

①現状と課題

- ・安定器・汚染物等は令和3年度までに処理完了

②施策の展開

- ・保管や処分状況の把握及び適正な保管指導
- ・PCB廃棄物処理計画の策定
- ・PCB廃棄物処理のための基金の造成

(6) その他の特別管理産業廃棄物

①現状と課題

- ・取扱いに注意した適正処理が必要

②施策の展開

- ・特別管理産業廃棄物の排出抑制及び適正管理
- ・特別管理産業廃棄物の情報把握
- ・感染性産業廃棄物
- ・感染性産業廃棄物の適正処理の推進
- ・各地域振興局及び支庁等による適正処理の指導
- ・廃水銀等
- ・有害物質を含む産業廃棄物
- ・アスベスト廃棄物

第3項 災害廃棄物等の処理対策

主な施策

大規模災害の発生等に伴い必要となる災害廃棄物の処理について、適正かつ円滑・迅速に処理できるよう、広域的な処理体制の確立や処理施設の整備を促進

新型インフルエンザ等の感染症拡大下においても、廃棄物処理業務が継続されるよう、処理体制を確保

(1) 災害廃棄物処理体制の確立

- ・国、他県及び業界団体等との広域連携体制の確立を進める。

(2) 災害廃棄物処理計画の策定

- ・廃棄物を巡る状況を踏まえた適切な見直し
- ・市町村が策定する災害廃棄物処理計画について、「鹿児島県災害廃棄物処理計画」等を踏まえ、その策定に対し助言するなど支援。

(3) 災害廃棄物処理施設の確保

- ・県内及び地域ブロック内における廃棄物処理施設の処理余力の把握を行い、施設情報について共有を図るとともに、市町村が行う災害廃棄物の仮置場の確保等を促進

(4) 新型インフルエンザ等の感染症拡大時における処理体制の確保

- ・感染症拡大下においても廃棄物処理が継続されるよう、BCP（事業継続計画）作成を促進
- ・他市町村や関係機関等からの応援を受けられるよう連携体制の整備を促進

第4項 離島地域のリサイクルの促進

主な施策

○家電リサイクル

- ・離島対策事業協力制度（海上輸送費の負担軽減制度）の継続
- ・離島地域内への指定引取場所の設置などを国へ要望

○自動車リサイクル

- ・ 離島対策支援事業（海上輸送費の負担軽減制度）の活用
- ・ 出えん率の引き上げ等を国へ要望

○容器包装リサイクル

- ・ 分別品目を増やすなど市町村の取組支援

○小型家電リサイクル

- ・ 財政支援等を国へ要望

第5項 漂着ごみ対策

主な施策

「鹿児島県海岸漂着物対策推進地域計画」に基づき、市町村と連携しながら、海岸漂着物等の円滑な処理や海岸漂着物等の発生抑制等を推進

○海岸漂着物等の円滑な処理

- ・ 地域の実情に応じ、海岸管理者等と市町村が連携を図りながら、海洋プラスチックごみなどの海岸漂着物等の円滑な処理を図る。

○海岸漂着物等の発生の効果的な抑制

- ・ 鹿児島県海岸漂着物対策推進協議会にて海岸漂着物等の実態把握と効果的な発生抑制について協議し、民間団体や市町村と連携して、海岸漂着物等の効果的な発生抑制を図る。
- ・ 海洋ごみに関するリーフレットの作成・配布により、ごみ削減、散乱防止、不法投棄防止、海岸等清掃について普及啓発

第6項 地域循環共生圏の構築

主な施策

地域循環共生圏は地域の活力が最大限に発揮されることを目指すもので、廃棄物処理施設を地域社会インフラの核として捉え、廃棄物エネルギーを産業振興に役立てたり、防災拠点として活用することなどが可能。

このため、地域の特性を踏まえ、廃棄物処理を通じた課題解決、新たな価値の創出に向けて、地域循環共生圏の形成に関する先進的な取組など必要な情報を市町村へ提供し、地域循環共生圏構築のための取組を推進

第7項 プラスチックごみ削減の推進

主な施策

国の「プラスチック資源循環戦略」等を踏まえ、プラスチックごみを資源として回収・リサイクルする。

(1) 家庭からのプラスチックごみ削減

① 関係機関と連携したプラスチックごみの排出抑制等の普及促進

- ・ 関係団体と連携しながら、プラスチックごみの排出抑制や代替素材が活用されるよう普及啓発

② マイバッグキャンペーンの推進

③ リサイクル製品等の積極的活用及び普及啓発

④ 家庭からのプラスチックごみの回収・リサイクル

- ・ 国において、容器包装と製品ごみの一括回収の方向性が示されていることから、その動向を把握し市町村へ情報提供

- ⑤ 容器包装リサイクルの促進
 - ・分別品目を増やすなど市町村の取組支援
- (2) 事業者からのプラスチックごみ（廃プラスチック類）削減
 - ① 排出抑制・リサイクル等の取組への支援
 - ・事業所から排出されるプラスチックごみの更なる排出抑制，分別・リサイクルについて，国の動向を把握し事業者へ情報提供
 - ② 農業用廃プラスチック類の適正処理
- (3) 海洋プラスチックごみ対策
 - ① 海岸漂着物等の円滑な処理
 - ・地域の実情に応じ，海岸管理者等と市町村が連携を図りながら，海洋プラスチックごみなどの海岸漂着物等の円滑な処理を図る。
 - ② 海岸漂着物等の発生の効果的な抑制
 - ・鹿児島県海岸漂着物対策推進協議会にて海岸漂着物等の実態把握と効果的な発生抑制について協議し，民間団体や市町村と連携して，海岸漂着物等の効果的な発生抑制を図る。
 - ・海洋ごみに関するリーフレットの作成・配布により，ごみ削減，散乱防止，不法投棄防止，海岸等清掃について普及啓発

第2節 関係者の役割

第1項 県民の役割

1 廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクル

- | 主な施策 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・製品購入時における廃棄物の排出抑制への配慮 ・購入した製品の長期間使用の心がけ ・家庭ごみ排出に当たっての排出抑制への配慮 ・市町村の補助制度を利用した家庭における生ごみの堆肥化の促進 ・「マイバッグキャンペーン」等への積極的参加 |

2 分別収集によるリサイクルの推進

- | 主な施策 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が行う分別収集ルールへの遵守 |

3 事業者が行う取組への協力

- | 主な施策 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・適正処理のため，決められたリサイクル料金等を支払うなど，事業者が法律に基づいて行う取組への協力 |

4 廃棄物の適正処理の推進

- | 主な施策 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理の現状や施策等に対する十分な理解と協力 ・廃棄物の不法投棄や不適正処理を発見した場合の連絡・通報 |

第2項 排出事業者の役割

1 廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルの推進

主な施策

- ・原料調達から製品の販売，廃棄に至るまで各段階ごとの環境負荷の低減
- ・修理体制の整備等，製品の長寿命化による廃棄物の排出抑制
- ・各種リサイクル法の遵守
- ・多量排出事業者の排出抑制，リサイクル等の推進

2 排出事業者処理責任の原則

主な施策

- ・「排出事業者処理責任の原則」に基づいた適正処理の推進

3 産業廃棄物の適正処理の推進

主な施策

- ・産業廃棄物処理基準の遵守
- ・従業員の知識の習得と資質の向上
- ・委託処理の場合の適正な費用負担，委託基準遵守，マニフェストの使用の徹底と電子マニフェストの導入
- ・最新の処理技術の導入
- ・最終処分場については，搬入管理を徹底した適正処理の推進
- ・焼却施設については，焼却管理の適正化

4 産業廃棄物処理施設の整備推進

主な施策

- ・中間処理施設や最終処分場の整備推進
- ・施設の安全性と地域住民の理解
- ・環境面に配慮した，信頼性・安全性の高い施設の整備

5 普及啓発及び廃棄物処理施設に関する情報公開の推進

主な施策

- ・施設の開放，維持管理データや水質検査結果等の公開

第3項 処理業者の役割

1 産業廃棄物の減量化，リサイクルの推進

主な施策

- ・中間処理施設の適正管理

2 廃物の適正処理の推進

主な施策

- ・法令等に従った委託契約による適正処理
- ・従業員の知識の習得と資質の向上
- ・県優良産廃処理業者認定制度による基準適合処理業者の認定と電子マニフェストの導入
- ・最新の処理技術の導入
- ・最終処分場への搬入管理の徹底
- ・焼却施設の焼却管理
- ・処理従事者の安全確保

3 産業廃棄物処理施設の整備推進

主な施策
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間処理施設や最終処分場の整備推進 ・ 施設の安全性と地域住民の理解 ・ 高度な処理技術の導入による、信頼性・安全性の高い施設の整備

4 廃棄物処理施設に関する普及啓発及び情報公開の推進

主な施策
<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の開放、維持管理データや水質検査結果等の公開

第4項 市町村の役割

1 廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルの推進

主な施策
<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民の一般廃棄物の排出抑制の普及啓発 ・ 一般廃棄物のリサイクルを推進するための分別収集の実施 ・ 県の各種施策との連携 ・ 公共事業におけるリサイクル製品の使用促進と公共事業から発生する産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルの推進 ・ ごみ処理の有料化の検討

2 廃棄物の適正処理

主な施策
<ul style="list-style-type: none"> ・ 焼却施設の適正な燃焼管理とダイオキシン類濃度の定期的測定 ・ 不法投棄防止対策として、県と連携した監視活動の推進

3 散乱ごみの防止

主な施策
<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き缶等の散乱防止など、美観の保持のための各種キャンペーン等の実施

4 廃棄物処理施設の整備推進

主な施策
<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物の広域的処理施設の整備 ・ 廃棄物エネルギーを回収する施設の整備 ・ 事業者等の施設設置における住民との意見調整

5 廃棄物処理施設に関する普及啓発及び情報公開の推進

主な施策
<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の処理の状況や施策等について、県と連携した住民への周知

6 鹿児島市の役割

主な施策
<ul style="list-style-type: none"> ・ 鹿児島市の一般廃棄物の適正処理と、県と連携した鹿児島市における産業廃棄物の適正処理の推進

第5章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

第1項 県の推進体制の整備

- ・ごみ減量化・リサイクル推進協議会や産業廃棄物適正処理推進委員会における排出抑制、減量化、リサイクル及び適正処理の方策等の検討
- ・産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理を防止するための関係機関・団体との連携と監視体制の充実強化

第2項 市町村との連携強化

- ・一般廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルや適正処理に向けた取組強化
- ・住民生活や地域の産業と密接に関わる産業廃棄物の、市町村と連携した処理対策の推進

第3項 関係団体との連携強

- ・建設業団体など排出事業者関係団体と連携した排出事業者への指導
- ・関係団体と連携した優良処理業者の育成や不法投棄に対する監視体制の強化
- ・地域環境衛生団体等との連携強化
- ・関係団体と連携した合併処理浄化槽の適正な整備、維持管理
- ・関係団体との不法投棄の情報提供についての協定の締結

第2節 計画の進捗状況の点検

計画を確実に実行していくために、計画に掲げる施策の進捗状況を適宜点検することとする。また、計画期間中であっても、社会情勢、経済活動の動向、処理技術の進歩等を考慮し、必要に応じて見直しを行うこととする。



鹿児島県廃棄物処理計画

発行 令和3年3月

鹿児島県 環境林務部 廃棄物・リサイクル対策課

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号

Tel : 099-286-2594

この冊子は再生紙を使用しています。